

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都市計画税</span> ）	
要望項目名	中心市街地活性化のための税制措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商業機能の衰退や空き店舗・未利用地の増加に歯止めがかからない状況にあることから、地域経済の持続的な成長を促すため、改正を検討している中心市街地活性化法により創設する「中心市街地特区（仮称）」において、商業・サービス業の活性化に資する以下の税制措置を講ずる。</p> <p>①商業・サービス業中心市街地活性化税制の創設          中心市街地特区において、商業・サービス業の活性化のための投資に係る特別償却・税額控除制度を創設する。</p> <p>（1）対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は法人          （2）対象設備の要件：              ①建物附属設備 取得価格 1台60万円以上              ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上          （3）即時償却又は税額控除の選択適用          即時償却：取得価格の全額          税額控除：取得価格の7%（個人事業主及び資本金3,000万円以下の中小企業のみ）</p> <p>②認定を受けた民間事業者等に対する不動産取得税等の課税標準の特例措置の創設          中心市街地特区において、認定を受けた民間事業者等（※）が土地等を取得した場合、当該土地等に課税される不動産取得税の課税標準額を1/2、当該土地等に課税される固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、取得から5年間1/2、とする特例措置を講ずる。</p> <p>※中心市街地特区での経済産業大臣が認定した事業を実施する者。</p>	
関係条文	<p>①法人住民税・事業税          ②不動産取得税・固定資産税・都市計画税          地方税法第73条の14、第349条の3、同法附則第11条、第11条の5、第15条、第15条の2、第15条の3、第16条の2第56条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲35百万円 （ - ）      [平年度] ▲248百万円 （ - ）          [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  改正を検討している中心市街地活性化法により中心市街地特区において、  ①卸売業、小売業又はサービス業を営む民間事業者（以下「商業・サービス業」という。）について、設備投資を促進し、民間投資を誘発させること  ②認定を受けた民間事業者等にインセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進させること  以上の措置により、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア. 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ. まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ. 公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ. 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。  しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系（販売額、空き店舗数）の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、その原因としては中心市街地への民間投資の低迷があげられている。  また、民間事業者の中には、まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く事業を躊躇している事業者も存在し、空き店舗・未利用地が増加する一つの要因となっている。空き店舗・未利用地が増加することは、建物が歯抜け状に点在する街並みを生み、更に市街地の活力を失わせ、住民等を遠ざけるという負のスパイラルに陥らせるものである。  そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととする。  このことから、中心市街地特区において、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②認定を受けた民間事業者等にインセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進し、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図ることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心  (参考) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では「空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や企業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。」と記載。
	政策の達成目標	中心市街地特区において、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く事業を躊躇している民間事業者にインセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進し、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(平成26年4月～平成28年3月)
	同上の期間中の達成目標	政策目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	①: 中心市街地特区において、年170件の適用を見込む。 ②: 平成27年度 4件 平成28年度 10件 平成29年度 10件 平成30年度 10件 平成31年度 10件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置がない場合には、中心市街地特区への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中心市街地特区において、空き店舗・未利用地の流動化を促進させるため、相続税に係る所要の税制措置を平成26年度プロセスにて要望中。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	中心市街地特区において、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するためエネルギー効率を向上させるEMS等の導入への支援をするため、以下の措置を平成26年度プロセスにて要求中。 (措置名) ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	平成18年に中心市街地活性化法を改正し、基本計画に対する内閣総理大臣認定の導入や中心市街地活性化の実効性向上のため中心市街地活性化協議会の法制化等を行った。 しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、その原因として中心市街地への民間投資の低迷や、空き店舗・未利用地の流動化が進まないことがあげられる。

		<p>このような状況の中、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアには大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じ、民間投資の誘発を促進させるものである。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させるためには、民間投資の誘発や、空き店舗・未利用地の流動化を促進させることが重要である。本特例措置は、地域経済を牽引する市町村の中心市街地を絞った区域の民間投資を誘発させることで中心市街地全体を活性化させることを目的とし、さらに、空き店舗・未利用地の流動化を促進するなかで、まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高いことがネックとなっている事業者を支援するものであり、その対象者も地域住民や自治体等によりコミットされた事業者に限定しており、必要最小限の特例措置となっている。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	—